

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和7年9月18日企第155500000758号） （実施期日）</p> <p>第1条 ～（略）</p> <p>第2条</p> <p>第3条 当社は、令和7年9月30日から令和8年3月31日までの間にメニュー5-1の10Gb/sのプラン2のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときはその契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>第4条 ～（略）</p> <p>第5条</p>	<p>附 則（令和7年9月18日企第155500000758号） （実施期日）</p> <p>第1条 ～（略）</p> <p>第2条</p> <p>第3条 当社は、令和7年9月30日から令和8年5月31日までの間にメニュー5-1の10Gb/sのプラン2のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年8月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときはその契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>第4条 ～（略）</p> <p>第5条</p>
	<p>附 則（令和8年3月26日企第155500000895号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>第3条 企第155500000758号（令和7年9月18日）の附則第3条第1項中「令和8年3月31日」を「令和8年5月31日」に、「令和8年6月30日」を「令和8年8月31日」に改めます。</p>